

一時保育・一時預かり事業一部無償化 FAQ

No.	分類	質問	回答
1	申請・対象	無償化を受けるための手続きは必要ですか。また、クーポンは申請後、すぐに利用できますか。	事前にクーポンの申請が必要です。クーポンの発行までには2週間程度かかります。クーポンが発行された後、施設等でクーポン利用の手続きを行うことで利用できます。
2	申請・対象	クーポン取得前の利用分を、後から無償化の対象にできますか。	できません。クーポン発行後に利用した分が無償化の対象です。
3	申請・対象	食事代・おやつ代・交通費は無償化の対象になりますか。	無償化の対象外です。別途施設等へお支払いください。
4	利用時間・料金	利用時間はどのように計算されますか。	利用時間は1時間単位で積算します。1時間未満の端数がある場合は、次の1時間として取り扱いします。 (例) 1時間30分の利用では、2時間分のクーポンを消費します。
5	利用時間・料金	クーポンと現金等を併用できますか。	クーポンと現金等を併用することはできません。 ただし、クーポンの残り時間が利用時間を下回る場合に限り、次の施設ではクーポンと現金等を併用できます。 ・子育てひろばあっぱいの一時預かり事業 ・みなと子育てサポートハウス「あい・ぼーと」の一時預かり事業 ・ミタマチンシップスの一時預かり事業
6	クーポンの使い方	電子クーポンはどのように利用しますか。	利用当日に施設でmila-eにログインし、施設のQRコードを読み取ります。施設スタッフに利用内容を確認してもらい、「施設スタッフ確認済み」にチェックを入れて、「利用を確定」を押します。 詳しくはクーポンの利用方法をご確認ください。
7	クーポンの使い方	スマートフォンの標準カメラでQRコードを読み取れますか。	読み取れません。mila-eクーポンにウェブからアクセスし、クーポン利用時に表示されるカメラから読み取ってください。
8	子ども・きょうだい	きょうだいで利用する場合、クーポンはどのように処理しますか。	対象のお子さんごとにクーポンを利用してください。きょうだいで利用する場合は、それぞれのお子さんについて、無償化クーポンを利用するか、通常どおり利用料を支払うかを選択できます。
9	子ども・きょうだい	余ったクーポンを、別の子どもの利用に使用できますか。	実際に利用したお子さんのクーポンのみ利用できます。
10	子ども・きょうだい	多胎児の既存の利用料免除とクーポンを併用できますか。	併用できます。1人目はクーポンによる免除、2人目以降は既存の多胎児の免除を適用できます。
11	有効期限・変更	クーポンの有効期限はいつまでですか。また、年度ごとに申請が必要ですか。	クーポンの有効期限は発行年度の3月31日までです。未利用分を翌年度へ繰り越すことはできません。なお、毎年度のクーポンは自動で付与されるため、再申請は不要です。
12	有効期限・変更	申請時期によって付与時間は変わりますか。	申請時期による付与時間の差はありません。
13	有効期限・変更	区外へ転出した場合はどうなりますか。	区外へ転出した場合は対象外です。区へご連絡ください。
14	その他	施設の通信環境の影響でQRコードを読み取れなかった場合はどうすればよいですか。	施設の通信環境の影響によりQRコードを読み取れなかった場合は、mila-eにログインし、利用するお子さんの残り利用時間が確認できる画面を施設職員へ提示した上で、「利用申請書」を記入してください。区で内容を確認後、無償化の対象として取り扱いします。
15	その他	クーポンの利用時間を誤って多く消費した場合はどうすればよいですか。	施設職員へお申し出ください。誤って多くクーポンを消費した場合は、原則として正しい利用時間分のクーポンを再度利用していただきます。その後、「取消申請書」を記入し、区が内容を確認の上で修正を行います。
16	その他	派遣型一時保育・育児サポート子むすびで、保護者と支援者が対面しない場合はどのようにクーポンを利用しますか。	無償化クーポンは、原則としてQRコードを読み取って利用します。ただし、保護者と支援会員・協会員が対面しない場合は、利用コードを入力してクーポンを利用することができます。利用コードは、支援会員・協会員へご確認ください。 利用会員（保護者）は、必ず利用当日中に利用コードを入力し、クーポン利用の手続きを行ってください。また、クーポン利用後は、利用履歴画面を支援会員・協会員へ送付してください。
17	その他	一時保育・一時預かりの一部無償化と、幼児教育・保育の無償化を併用できますか。	併用可能です。 ただし幼児教育・保育の無償化を利用する場合は、クーポンを利用せず、現金等でお支払いをした場合のみ対象となります。